

山梨県公報

号外第三十四号

平成二十八年
六月一日

水曜日

目次

平成二十八年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……………一

公告

●平成二十八年における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第二項の規定により、平成二十八年における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十八年六月一日

山梨県知事 後藤 斎

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、五四六・八三ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七三・八〇ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一四一・一四ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇八・一一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	〇・七二ヘクタール
鵜沢地区水源かん養保安林	一、七六二・六二ヘクタール
鵜沢地区土砂流出防備保安林	一五一・八八ヘクタール
鵜沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鵜沢地区保健保安林	一一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一、〇四六・一七ヘクタール

韮崎地区土砂流出防備保安林
 多摩川上流水源かん養保安林
 多摩川上流水源かん養保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川中流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林
 相模川上流水源かん養保安林

五五五・〇八ヘクタール
 七〇四・四六ヘクタール
 一六・〇六ヘクタール
 一、一四八・七〇ヘクタール
 一六二・六三ヘクタール
 一二七・八六ヘクタール
 一七〇・一〇ヘクタール

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番